

(案)

厚生労働省発子※第※号
令和2年3月※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金については、平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号本職通知の別紙「保育対策総合支援事業費補助金」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和2年1月16日より適用となったため通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対してこの旨通知されたい。

別 紙

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 保育対策総合支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年<sup>厚生省
労働省</sup>令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 保育士資格取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」（平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 2 号）の別添 1 に定める「保育士資格取得支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業
- ② 地方公共団体以外の者（以下「民間団体等」という。）が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

(2) 保育士試験による資格取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 2 に定める「保育士試験による資格取得支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 受験対策学習費用補助事業
民間団体等が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業
- ② 保育士試験受験直前講座実施事業
都道府県及び指定都市が行う事業

(3) 保育士試験追加実施支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 3 に定める「保育士試験追加実施支援事業実施要綱」により、都道府県及び指定都市が行う事業

(4) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添 4 に定める「保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(5) 保育士宿舎借り上げ支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添5に定める「保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(6) 保育人材等就職支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添6に定める「保育人材等就職支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(7) 保育体制強化事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添7に定める「保育体制強化事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ② ①の事業に対して都道府県が補助する事業

(8) 保育補助者雇上強化事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添8に定める「保育補助者雇上強化事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ③ ①又は②の事業（指定都市及び中核市を除く。）に対して都道府県が補助する事業

(9) 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添9に定める「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県及び市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県及び市町村が補助する事業

(10) 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添10に定める「保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(11) 保育所等における業務集約化推進事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添11に定める「保育所等における業務集約化推進事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

- (12) 保育士・保育所支援センター設置運営事業
「保育人材確保事業の実施について」の別添 12 に定める「保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業
- (13) 潜在保育士再就職支援事業
「保育人材確保事業の実施について」の別添 13 に定める「潜在保育士再就職支援事業実施要綱」による次に掲げる事業
- ① 市町村が行う事業
 - ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (14) 保育所等改修費等支援事業
「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 30 号）の別添 1 に定める「保育所等改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業
- ① 市町村が行う事業
 - ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (15) 保育所設置促進事業
「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添 2 に定める「保育所設置促進事業実施要綱」により、民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (16) 都市部における保育所等への賃借料支援事業
「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添 3 に定める「都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業に対して都道府県が補助する事業
- (17) 認可化移行調査・助言指導支援事業
「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添 4 に定める「認可化移行調査費等支援事業実施要綱」により、都道府県及び市町村が行う事業
- (18) 認可化移行移転費等支援事業
「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添 5 に定める「認可化移行移転費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業
- ① 市町村が行う事業
 - ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (19) 民有地マッチング事業
「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添 6 に定める「民有地マッチング事業実施要綱」により、都道府県及び市町村が行う事業
- (20) 広域的保育所等利用事業
「多様な保育促進事業の実施について」（平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 4 号）別添 5 に定める「広域的保育所等利用事業実施要綱」により、市町村が行う事業
- (21) 保育利用支援事業
「多様な保育促進事業の実施について」の別添 1 に定める「保育利用支援事業実施要綱」による次に掲げる事業
- ① 市町村が行う事業

② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(22) 3歳児受入れ等連携支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添2に定める「3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 3歳児受入れ連携支援事業

ア 市町村が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

② 家庭的保育コンソーシアム形成事業

ア 市町村が行う事業

(23) 医療的ケア児保育支援モデル事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添3に定める「医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱」により、行われる次に掲げる事業

① 都道府県、指定都市及び中核市（以下この号において「都道府県等」という。）が実施する事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(24) 家庭支援推進保育事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添4に定める「家庭支援推進保育事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 市町村が行う事業

② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(25) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」（平成29年4月28日雇児発0428第4号）の別添3に定める「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 指定都市及び中核市（以下この号及び次の各号において「指定都市等」という。）が実施する事業

② 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業

③ 市町村（指定都市等を除く。）が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

(26) 保育環境改善等事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添7に定める「保育環境改善等事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 基本改善事業及び環境改善事業（安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。）

ア 指定都市及び中核市（以下この号及び次の各号において「指定都市等」という。）が実施する事業

イ 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業

ウ 市町村（指定都市等を除く。）が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

② 環境改善事業（安全対策事業）

ア 都道府県が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県が補助する事業（エを除く。）

イ 市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が補助する事業（エを除く。）

ウ 都道府県及び市町村（以下この号において「都道府県等」という。）が新型コロナウイルス感染症対策として行う事業

エ 都道府県等が実施主体として認めた者が新型コロナウイルス感染症対策として行う事業に対して都道府県等が補助する事業

③ 環境改善事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）

ア 市町村が行う事業

イ 市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業

(27) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添1に定める「保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 都道府県及び市町村が行う事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(28) 保育施設・事業の届出促進事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添2に定める「保育施設・事業の届出促進事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(29) 放課後居場所緊急対策事業

「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添1に定める「放課後居場所緊急対策事業実施要綱」により市町村が行う事業

(30) 小規模多機能・放課後児童支援事業

「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添2に定める「小規模多機能・放課後児童支援事業実施要綱」により市町村が行う事業

(31) 待機児童対策協議会推進事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添6に定める「待機児童対策協議会推進事業実施要綱」により、都道府県が行う事業

(32) 新たな待機児童対策提案型事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添7に定める「新たな待機児童対策提案型事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県及び市町村（以下この号において「都道府県等」という。）が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業
- ③ 市町村が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された第2欄の種目ごと（3の（4）、（5）、（7）、（8）、（10）、（11）、（13）から（18）まで、（21）、（22）の①、（24）及び（26）については施設ごと、（20）については箇所ごと、（29）及び（30）については事業所ごと）の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業

① 3の（5）の事業以外

ア 第2欄の種目ごと（3の（4）、（8）、（10）、（11）、（13）、（14）、（17）、（18）、（21）、（22）の①、（24）及び（26）については施設ごと、（20）については箇所ごと、（29）及び（30）については事業所ごと）に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の（5）の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額の4分の3を乗じた額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ（ア）の算出方法によるものとする。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を

交付額とする。

(2) 間接補助事業

① 3の(1)の②、(2)の①、(4)の②、(6)の②、(9)の②、(10)の②、(11)の②、(13)の②、(18)の②、(21)の②、(22)の①のイ、(24)の②、(26)の②のエ並びに(32)の②及び③の事業

ア 第2欄の種目ごと(3の(4)の②、(10)の②、(11)の②、(13)の②、(18)の②、(21)の②、(22)の①のイ、(24)の②及び(26)の②のエについては施設ごと)に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の(5)の②の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額の4分の3を乗じた額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

③ 3の(7)の事業

ア ①の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ②の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

④ 3の(8)の事業

ア ②の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ③の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に8分の7を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑤ 3の(14)の②の事業

ア 家庭的保育改修費等

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ アの事業以外

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑥ 3の(15)の②の事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し

て少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑦ 3の(16)の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に40分の27を乗じる。

ただし、平成29年度末時点で本事業の補助を受けていた施設について、引き続き補助を受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア)により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

(イ) (ア)により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑧ 3の(23)の②、(27)の②の事業

ア 施設ごと(3の(27)の②については市町村ごと)に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑨ 3の(25)の事業

ア ②の事業

(ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ③の事業

(ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比

較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑩ 3の(26)の事業

ア ①のイの事業、③のイの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ①のウの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ウ ②のア及びイの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑪ 3の(28)の②の事業

ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に8分の7を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第2欄の種目の区分を超えて、事業に要する経費の配分を変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、別紙様式 2 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) 都道府県及び市町村は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。

① (1) から (9) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府

県知事」と、(5)及び(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5)、(8)及び(9)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

② 間接補助金を民間団体に交付する場合には、市町村が以下の条件を付さなければならない旨の条件

ア (1)から(8)までに掲げる条件。

ただし、(1)から(4)まで及び(8)中「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、(5)及び(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「市町村」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5)の規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、

器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

③ 都道府県が付した条件に基づき市町村長が承認する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

(12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(13) 間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。

① (1)から(8)までに掲げる条件。

ただし、(1)から(4)まで及び(8)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」(市町村の場合は「市町村長」)と、(5)及び(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」(市町村の場合は「市町村長の承認」)と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「都道府県」(市町村の場合は「市町村」)と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5)の規定中「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、

器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (14) (13)により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (15) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 適化法第26条第2項に基づき、3の(1)から(3)まで、(5)から(15)まで、(17)から(30)まで及び(32)に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。

イ 道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ別紙様式4に添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式5に添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出を行うものとする。

- (2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県知事は、7の(1)又は8による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

- (2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、7の(2)及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行う

ものとする。

(交付決定の通知)

- 10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式 6 又は別紙様式 7 により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適化法第 26 条第 2 項に基づき、3 の (1) から (3) まで、(5) から (15) まで、(17) から (30) まで及び (32) に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式 8 による事業実績報告書に係る書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ、別紙様式 9 に添えて翌年度 4 月 10 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 10 に添えて翌年度 4 月 10 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、事業が完了したときは、別紙様式 8 による事業実績報告書に係る書類を添えて、事業が完了した日から起算して 1 月を経過した日 (6 の (3) により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して 1 か月を経過した日) 又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

- 12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対して、別紙様式 11 により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により 4, 7, 8 及び 11 に定める算定方法、手続によることが出来ない場

合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めによるものとする。

別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	保育士資格取得支援事業	1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000円 ・「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 200,000円	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学科、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり 6,790円		
		2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円 (2) 代替保育士雇上費 1人1日当たり 6,790円		
		3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円		
	4. 保育所等保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000円 ・試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 200,000円			
	保育士試験による資格取得支援事業(うち、保育士試験受験直前講座実施事業)	保育士試験受験直前講座実施事業 直前講座受講者1人当たり6,000円	保育士試験による資格取得支援事業(うち、保育士試験受験直前講座実施事業)を実施するために必要な当該講座を開講している事業者が証明する当該事業者を支払われた入学科、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、	1/2

			旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	
保育士試験追加実施支援事業	厚生労働大臣が別に定める額		保育士試験追加実施支援事業を実施するために必要な賃金、旅費、共済費、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに 260,000 円		保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
保育士宿舍借り上げ支援事業	1人当たり月額 82,000 円		保育士宿舍借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料	1 / 2
保育人材等就職支援事業	1市町村当たり 10,944,000 円 ※平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000 円		保育人材等就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
保育補助者雇上強化事業	1. 定員が 121 人未満の施設の場合 1か所当たり年額 2,258,000 円 2. 定員が 121 人以上の施設の場合 1か所当たり年額 4,516,000 円		保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、	3 / 4

			委託料、使用料及び賃借料	
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業	1. 若手保育士への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円 2. 保育事業者への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円 3. 放課後児童クラブへの巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円		若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費	1 / 2
保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業	1. 保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 1 人 1 日当たり 6,790 円 ②調整費 1 人当たり 4,000 円 2. 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ ①実習受入費 1 人当たり 10,000 円 ②調整費 1 人当たり 4,000 円		保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び備品購入費	3 / 4
保育所等における業務集約化推進事業	厚生労働大臣が別に定める額		保育所等における業務集約化推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、会議費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
保育士・保育所支援センター設置運営事業	(1) 保育士・保育所支援センター開設運営経費 1 自治体当たり 4,300,000 円 (2) 保育士再就職支援コーディネーター雇上費 1 自治体当たり 4,000,000 円 ※加算の対象となる場合、1 自治体当たり 8,000,000 円 ※平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1 自治体当たり 4,000,000 円 (3) 再就職支援及び雇用管理改善経費 1 自治体当たり 425,000 円 (4) 潜在保育士の把握及びセンター認知度向上のための経費		保育士・保育所支援センター設置運営事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2

		<p>1 自治体当たり 3,914,000 円</p> <p>(5) 保育士登録簿を活用した就職促進経費</p> <p>1 自治体当たり 2,811,000 円</p> <p>(6) マッチングシステム導入費</p> <p>1 自治体当たり 7,000,000 円 (減額の場合) 5,000,000 円</p> <p>(7) 放課後児童支援員の人材確保支援経費</p> <p>1 自治体当たり 1,161,000 円</p>		
潜在保育士再就職支援事業	1 施設当たり 100,000 円		潜在保育士再就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
保育所等改修費等支援事業	<p>(2) 小規模保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 事業所当たり 32,000,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 事業所当たり 35,000,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>1 事業所当たり 22,000,000 円</p> <p>(3) 認可化移行改修費等</p> <p>①平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 施設当たり 35,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合 1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p>1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合 1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>(4) 家庭的保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合 1 か所当たり 32,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策につい</p>	<p>保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費</p>	<p>1 / 2</p> <p>(注)</p> <p>2 / 3</p>	

		て」に基づいて実施される事業として行う場合 保育所で行う場合 1か所当たり 35,000,000円 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400,000円 ③上記①、②以外の場合 保育所で行う場合 1か所当たり 22,000,000円 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400,000円		
認可化移行 調査・助言 指導事業	1. 認可化移行可能性調査支援 1施設当たり 564,000円 2. 認可化移行助言指導支援 1施設当たり 504,000円 3. 指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり 755,000円	認可化移行調査・助言 指導事業を実施する ために必要な報酬、賃 金、報償費、旅費、需 用費（消耗品費、食糧 費、印刷製本費）、役務 費（通信運搬費、広告 料）、委託料、使用料及 び賃借料、備品購入費	1 / 2	
認可化移行 移転費等支 援事業	1. 移転費 1施設当たり 1,200,000円 2. 仮設置費 1施設当たり 3,800,000円	認可化移行移転費等 支援事業を実施する ために必要な工事請 負費、需用費（燃料費、 印刷製本費、光熱水費 及び修繕料）、役務費 （通信運搬費、手数 料）、委託料、使用料及 び賃借料、備品購入費	1 / 2	
民有地マッ チング事業	1. 民有地マッチング支援 1自治体当たり年額 5,600,000円 2. 整備候補地等の確保支援 1自治体当たり年額 4,500,000円 3. コーディネーター配置支援 1か所当たり年額 4,400,000円	民有地マッチング事 業を実施するために 必要な報酬、賃金、報 償費、旅費、需用費（会 議費、印刷製本費）、役 務費（通信運搬費、広 告料、手数料）、委託 料、使用料及び賃借 料、備品購入費	1 / 2	
広域的保育 所等利用事 業	1. こども送迎センター等事業 （1）バス購入費又は借上げ費 ①購入費 送迎センター1か所当たり 15,000,000円 ②借上げ費 送迎センター1か所当たり 7,500,000円 ※自宅等送迎事業については、1事業当たりとする。 （2）保育士等雇上費 保育所等及び1センター1か所当たり 5,000,000円 （3）運転手雇上費 5,000,000円 （4）事業費（送迎センター実施場所の賃借料、燃料費等） ①こども送迎センター事業 10,092,000円 ②自宅等送迎事業 1,009,000円 2. 代替屋外遊戯場送迎事業 （1）バス購入費又は借上げ費 ①購入費 1事業当たり 15,000,000円 ②借上げ費 1事業当たり 7,500,000円	広域的保育所等利用 事業を実施するた めに必要な報酬、給料、 職員手当等、賃金、共 済費、旅費、需用費（消 耗品費、燃料費、会議 費、印刷製本費、光熱 水費及び修繕料）、役 務費（通信運搬費、広 告料、手数料）、委託 料、使用料、賃借料、 工事請負費、備品購入 費、車両購入費、運行 費、改修費、公課費	1 / 2	

	<p>(2) 保育士等雇上費 保育所等 1か所当たり 5,000,000円</p> <p>(3) 運転手雇上費 5,000,000円</p> <p>(4) 事業費(駐車場の賃借料、燃料費等) 10,092,000円</p> <p>ただし、1と2の両方の事業を実施する場合、(1)のバス購入費又は借上げ費については、どちらかの事業のみの補助とする。</p> <p>3. こども送迎センター設置改修事業 1か所当たり 7,267,000円</p>		
保育利用支援事業	<p>1. 代替保育利用支援 1人当たり 月額 21,000円</p> <p>2. 予約制導入に係る体制整備 1か所当たり 年額 2,406,000円</p>	保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
3歳児受入れ等連携支援事業	<p>1. 3歳児受入れ連携支援事業 1か所当たり 年額 4,549,000円</p> <p>2. 家庭的保育コンソーシアム形成事業</p> <p>(1) コーディネーターを1名配置する場合 1市町村当たり年額 4,180,000円</p> <p>(2) コーディネーターを2名以上配置する場合 1市町村当たり年額 8,180,000円</p>	3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
医療的ケア児保育支援モデル事業	<p>1. 基本分単価</p> <p>(1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1自治体当たり 7,447,000円</p> <p>(2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1自治体当たり 6,898,000円</p> <p>2. 加算分単価</p> <p>(1) 医療的ケア児保育支援者配置加算 1自治体当たり 年額 2,037,000円</p> <p>(2) ガイドライン策定加算 1自治体当たり 年額 543,000円</p>	医療的ケア児保育支援モデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
家庭支援推進保育事業	1か所当たり 3,839,000円	家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務	1/2

			費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1 指定都市、中核市当たり年額 354,000 円		認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1 / 3
保育環境改善等事業（安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。）	(1) 基本改善事業 1 事業当たり 7,200,000 円 (2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業 1 事業当たり 1,029,000 円		保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費	1 / 3
保育環境改善等事業（安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合）	(2) 環境改善事業 安全対策事業 1 施設当たり 500,000 円以内		保育環境改善等事業を実施するために必要な需用費（消耗品費）、役務費、委託料及び備品購入費、リース料	10 / 10
保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）	(2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1 施設当たり 32,000,000 円		保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費	1 / 2
保育所等の質の確保・	1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1 回当たり 302,000 円		保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するた	1 / 2

<p>向上のための取組強化事業</p>	<p>2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり年額 4,062,000円</p>	<p>めに必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費</p>	
<p>保育施設・事業の届出促進事業</p>	<p>1自治体当たり年額 40,000,000円</p>	<p>保育施設・事業の届出促進事業を実施するために必要なシステム開発費、システム構築費、システム改修費、設備購入費、リース料、工事費、通信費、備品購入費、賃金、謝金、旅費、委託費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（保守料、通信運搬費、広告料、手数料）、使用料、賃借料</p>	<p>3 / 4</p>
<p>放課後居場所緊急対策事業</p>	<p>1か所当たり年額 998,000円 ・開設準備経費（改修費等） 500,000円追加 ※事業実施月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、1か所当たり年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>放課後居場所緊急対策事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費</p>	<p>1 / 3</p>
<p>小規模多機能・放課後児童支援事業</p>	<p>（1）基本事業 ・「放課後児童対策支援事業の実施について」（平成31年3月29日子発0329第2号子ども家庭局長通知。以下「実施通知」という。）の別添2の3（1）の事業を実施する場合 1か所当たり年額 998,000円 ・実施通知の別添2の3（2）の事業を実施する場合 1か所当たり年額 1,998,000円 （2）加算事業 ・放課後児童支援員を配置する場合 年額661,000円追加 ・開設準備経費（改修費等） 2,000,000円追加</p>	<p>小規模多機能・放課後児童支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費</p>	<p>1 / 3</p>

		※事業実施月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、1か所当たり年額、放課後児童支援員を配置する場合の年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。		
	待機児童対策協議会推進事業	1自治体当たり年額 2,623,000円	待機児童対策協議会推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
	新たな待機児童対策提案型事業	1自治体当たり年額 10,000,000円 ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合 1事業当たり年額 10,000,000円	新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	10/10
間接補助事業	保育士資格取得支援事業	<p>1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000円 ・「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。）の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 200,000円 <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり 6,790円</p> <p>2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円</p> <p>(2) 代替保育士雇上費 1人1日当たり 6,790円</p>	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学金、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

		<p>3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、上限 100,000 円</p>		
		<p>4. 保育所等保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000 円 ・ 試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 100,000 円 ・ 試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 200,000 円 		
保育士試験による資格取得支援事業（うち受験対策学習費用補助事業）	<p>受験対策学習費用補助事業 保育士試験受験のための学習に要した経費の 1/2 ただし、上限 150,000 円</p>	<p>保育士試験による資格取得支援事業（うち受験対策学習費用補助事業）を実施するために必要な当該講座を開講している事業者が証明する当該事業者に支払われた入学金、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	1 / 2	
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	<p>指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに 260,000 円</p>	<p>保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	1 / 2	
保育士宿舍借り上げ支	<p>1人当たり月額 82,000 円</p>	<p>保育士宿舍借り上げ事業を実施するため</p>	2 / 3	

援事業		に必要な役務費、委託料、使用料、賃借料	
保育人材等就職支援事業	1 市町村当たり 10,944,000 円 ※平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1 自治体当たり 4,000,000 円	保育人材等就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
保育体制強化事業	1 か所当たり月額 100,000 円	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3 の (7) の①の場合 1 / 2 3 の (7) の②の場合 2 / 3
保育補助者雇上強化事業	1. 定員が 121 人未満の施設の場合 1 か所当たり年額 2,258,000 円 2. 定員が 121 人以上の施設の場合 1 か所当たり年額 4,516,000 円	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3 の (8) の②の場合 3 / 4 3 の (8) の③の場合 6 / 7
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業	1. 若手保育士への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円 2. 保育事業者への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円 3. 放課後児童クラブへの巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円	若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費	1 / 2
保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業	1. 保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 1 人 1 日当たり 6,790 円 ②調整費 1 人当たり 4,000 円 2. 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ ①実習受入費 1 人当たり 10,000 円 ②調整費 1 人当たり 4,000 円	保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費	3 / 4

			(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び備品購入費	
保育所等における業務集約化推進事業	厚生労働大臣が別に定める額		保育所等における業務集約化推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、会議費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
潜在保育士再就職支援事業	1施設当たり 100,000円		潜在保育士再就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2
保育所等改修費等支援事業	<p>(1) 賃貸物件による保育所改修費等</p> <p>①平成28年4月7日雇発 0407 第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>本園の場合 1施設当たり 32,000,000円</p> <p>分園の場合 1施設当たり 21,000,000円</p> <p>②平成31年3月29日子保発 0329 第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>本園の場合 1施設当たり 35,000,000円</p> <p>分園の場合 1施設当たり 24,000,000円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>本園の場合 1施設当たり 27,000,000円</p> <p>分園の場合 1施設当たり 16,000,000円</p>		<p>保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>賃貸物件による保育所改修費等、小規模保育改修費等、認可化移行改修費等、幼稚園における長時間預かり保育改修費等の場合 2 / 3 (注) 8 / 9</p> <p>家庭的保育改修費等の場合 1 / 2 (注) 2 / 3</p>

		<p>(2) 小規模保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 1 事業所当たり 32,000,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1 事業所当たり 35,000,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合 1 事業所当たり 22,000,000 円</p> <p>(3) 認可化移行改修費等</p> <p>①平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1 施設当たり 35,000,000 円 ※賃借料のみの場合 1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>②上記以外の場合 1 施設当たり 32,000,000 円 ※賃借料のみの場合 1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>(4) 家庭的保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 保育所で行う場合 1 か所当たり 32,000,000 円 保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 保育所で行う場合 1 か所当たり 35,000,000 円 保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合 保育所で行う場合 1 か所当たり 22,000,000 円 保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p>		
--	--	--	--	--

	<p>1施設当たり 32,000,000円</p> <p>②平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1施設当たり 35,000,000円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>1施設当たり 22,000,000円</p>		
保育所設置促進事業	1か所当たり 21,200,000円	保育所設置促進事業に必要な賃借料（敷金を除く。）	2/3
都市部における保育所等への賃借料支援事業	<p>(1)平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1施設当たり年額 12,000,000円</p> <p>(2)上記(1)以外の場合</p> <p>1施設当たり年額 22,000,000円</p>	都市部における保育所等への賃借料支援事業を実施するために必要な賃借料	10/10
認可化移行移転費等支援事業	<p>1. 移転費</p> <p>1施設当たり 1,200,000円</p> <p>2. 仮設設置費</p> <p>1施設当たり 3,800,000円</p>	認可化移行移転費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2
保育利用支援事業	<p>1. 代替保育利用支援</p> <p>1人当たり 月額 21,000円</p> <p>2. 予約制導入に係る体制整備</p> <p>1か所当たり 年額 2,406,000円</p>	保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
3歳児受入れ等連携支援事業	<p>1. 3歳児受入れ連携支援事業</p> <p>1か所当たり 年額 4,549,000円</p>	3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

<p>医療的ケア 児保育支援 モデル事業</p>	<p>1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1自治体当たり 年額 7,447,000円 (2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1自治体当たり 年額 6,898,000円 2. 加算分単価 (1) 医療的ケア児保育支援者配置加算 1自治体当たり 年額 2,037,000円 (2) ガイドライン策定加算 1自治体当たり 年額 543,000円</p>	<p>医療的ケア児保育支援モデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>2/3</p>
<p>家庭支援推進保育事業</p>	<p>1か所当たり 3,839,000円</p>	<p>家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>1/2</p>
<p>認可外保育施設の衛生・安全対策事業</p>	<p>1市町村当たり年額 354,000円</p>	<p>認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金</p>	<p>3の(25)の②の場合 1/3 3の(25)の③の場合 1/2</p>
<p>保育環境改善等事業 (安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。)</p>	<p>(1) 基本改善事業 1事業当たり 7,200,000円 (2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業 1事業当たり 1,029,000円</p>	<p>保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>3の(26)の①のイの場合 1/3 3の(26)の①のウの場合 1/2</p>
<p>保育環境改善等事業 (安全対策事業(新型コロナウイルス感染症対策として</p>	<p>(2) 環境改善事業 安全対策事業 1施設当たり 500,000円以内</p>	<p>保育環境改善等事業を実施するために必要な機器等の購入費、リース料、導入費用</p>	<p>2/3</p>

	行う場合を除く。))			
	保育環境改善等事業 (安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)	(2) 環境改善事業 安全対策事業 1施設当たり 500,000円以内	保育環境改善等事業を実施するために必要な需用費(消耗品費)、役務費、委託料及び備品購入費、リース料	10/10
	保育環境改善等事業 (緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)	(2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1施設当たり 32,000,000円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2
	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1回当たり 302,000円 2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり年額 4,062,000円	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、賃借料、備品購入費	2/3
	保育施設・事業の届出促進事業	1市町村当たり年額 40,000,000円	保育施設・事業の届出促進事業を実施するために必要なシステム開発費、システム構築費、システム改修費、設備購入費、リース料、工事費、通信費、備品購入費、賃金、謝金、旅費、委託費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(保守料、通信運搬費、広告料、手数料)、使用料、賃借料	6/7

	新たな待機 児童対策提 案型事業	1 自治体当たり年額 10,000,000 円 ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合 1 事業当たり年額 10,000,000 円	新たな待機児童対策 提案型事業を実施す るために必要な報酬、 給料、職員手当等、賃 金、共済費、報償費、 旅費、需用費（消耗品 費、会議費、印刷製本 費）、役務費（通信運搬 費、広告料、手数料）、 委託料、使用料及び賃 借料、備品購入費等	10 / 10
--	------------------------	---	---	---------

(注)「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が 1.0 未満の市町村又は財政力指数が 1.0 以上であり、改修する年度の 4 月 1 日現在の待機児童数が 10 人以上、かつ当該年度の保育拡大量 90 人以上の市町村に限る。）が行う、以下の（１）及び（２）の要件をすべて満たす改修については、補助率を 2/3（家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては 8/9）とする。

- （１） 保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であること。
- （２） 原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年度の 4 月 1 日時点の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分（「0 歳児」、「1，2 歳児」及び「3 歳以上児」の 3 区分）の利用定員総数が増加する改修であること。